

水質汚濁防止法に基づく化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画の策定等について

1 総量削減制度の概要

- 伊勢湾（三河湾を含む。）、東京湾、瀬戸内海といった広域の閉鎖性水域は、地形的な条件から水の交換がしにくく汚濁物質が滞留しやすい。また、後背地に人口、産業が集中し大量の汚濁物質が流入する。このため、水質汚濁防止法（以下「法」という。）に基づく排水基準の規制（濃度規制）のみでは、環境基準の確保が困難である。
 - 総量削減制度は、閉鎖性水域の水質改善を図るため、法に基づき、すべての汚濁発生源からの汚濁負荷量の総量を、総合的・計画的に削減することを目的とする制度である。
 - 環境大臣は、削減の目標、目標年度、その他汚濁負荷量の削減に関する基本的な事項を総量削減基本方針として定めることとされている。
 - 都道府県知事は、国の基本方針に基づき、削減目標量*、削減目標量の達成の方途等に係る総量削減計画を策定し、必要な措置を講ずることとされている。
 - また、都道府県知事は、総量削減計画に基づき、総量規制基準を設定することとされている。
- ※目標量・・・化学的酸素要求量（COD）、窒素含有量、りん含有量について定める。

2 本県における対応

(1) 経緯

- 本県は、昭和 55 年度から今日まで 7 次にわたり伊勢湾に係る総量削減計画等を定めて汚濁負荷の総量削減に取り組んできた。
- しかしながら、伊勢湾については環境基準が未達成の地点があり、国は今後も水環境改善を進める必要があるとして、**本年 9 月に、平成 31 年度を目標とする第 8 次総量削減基本方針を策定するとともに、総量規制基準の範囲（上限と下限の値）を改正した。**

(2) 今後の対応

ア 総量削減計画の策定について

国の基本方針に基づき、以下の内容等を盛り込んだ**第 8 次総量削減計画**を策定する。

(ア) 削減目標量

COD、窒素含有量、りん含有量に係る発生源別（生活排水、産業排水、その他）の削減目標量

(イ) 目標年度

平成 31 年度

(ウ) 削減目標量達成のための方途

- ・事業の実施・・・下水道の整備、浄化槽の整備等
- ・総量規制基準の設定
- ・その他削減対策・・・環境保全型農業の推進等

(エ) その他汚濁負荷量の総量の削減及び水環境の改善に必要な事項

- ・浚渫や覆砂の推進、干潟・藻場の保全及び再生等

イ 総量規制基準の設定について

国による総量規制基準の範囲の改正を踏まえ、県内事業場の排水の実態を勘案し、**適切な総量規制基準を設定する。**

<総量規制の仕組み>

- 排水量 50m³/日以上 of 工場等が総量規制の対象となる。
 - 畜産農業、製造業など業種ごとに排水の性状が異なる。このため、国は、業種等を 215 に区分するとともに、排水の発生時期の区分ごとに総量規制基準の範囲を定め、県はその範囲内で総量規制基準を定めることとされている。
 - 以下の式で計算される総量規制基準値が、工場等から排出される汚濁負荷量の許容限度となる。
- ・総量規制基準値 (kg/日) = 県の定める総量規制基準 (mg/L) × 排水量 (m³/日) ÷ 1000

国による総量規制基準の範囲改正の一例（窒素含有量）（単位：mg/L）

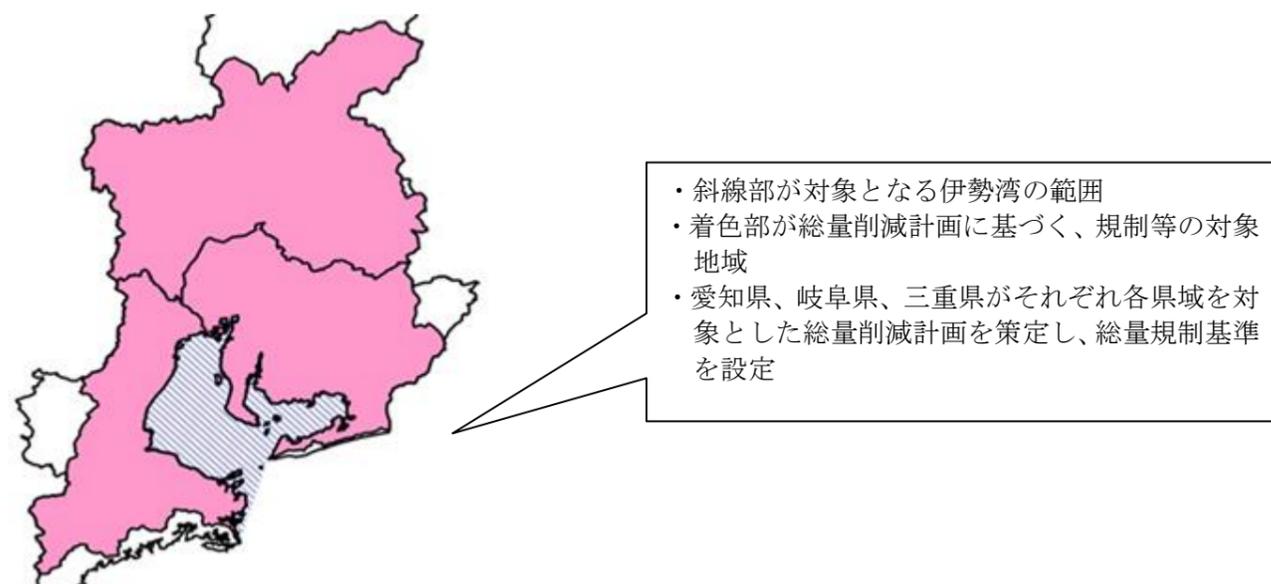
215 ある業種等の区分	排水の発生時期	国の定める総量規制基準の範囲				県の定める総量規制基準 (現在の値)
		改正前		改正後		
		下限	上限	下限	上限	
し尿処理業	H14. 9. 30 以前	20	60	20	<u>40</u>	60
	H14. 10. 1 以後	10	40	10	<u>30</u>	30

※ 下線部が改正部分

ウ 必要な手続

パブリックコメント、環境大臣との協議等を経て、**計画策定及び基準設定**を行う。

3 総量削減制度の対象地域等（伊勢湾）



4 総量削減計画（愛知県）による汚濁負荷の削減状況等

（単位：ト/日）

	当初計画策定時の汚濁負荷量	平成 26 年度の汚濁負荷量	当初計画策定時からの削減率 (%)
COD	1 7 2 (昭和 54 年度)	7 9	5 4. 1 %
窒素含有量	7 8 (平成 11 年度)	5 8	2 5. 6 %
りん含有量	8. 7 (平成 11 年度)	4. 6	4 7. 1 %

5 国策定の第 8 次総量削減基本方針の概要

(1) 削減の目標（愛知県分）

（単位：ト/日）

汚濁負荷の項目	H31年度目標量	H26年度実績量（目標量）
COD	7 4	7 9 (8 2)
窒素含有量	5 7	5 8 (6 2)
りん含有量	4. 4	4. 6 (4. 9)

H26 年度の目標量は、第 7 次総量削減基本方針における目標量

(2) 目標年度

平成 31 年度

(3) 汚濁負荷量の削減等に必要な主な事項

ア 汚濁負荷量の削減の方途

- ・ 下水道、浄化槽等の生活排水処理施設の整備を推進する。
- ・ 事業場に対し、汚濁負荷の削減指導等を行う。
- ・ 環境保全型農業や、家畜排せつ物の適正管理等を推進する。

イ その他汚濁負荷量の総量の削減及び水環境の改善に必要な事項

- ・ 干潟・藻場の保全及び再生の推進を図る。
- ・ 浚渫、覆砂等の底質改善対策を推進する。
- ・ 窪地の埋戻しに努める。
- ・ 生物共生型護岸等の環境配慮型構造物の採用に努める。
- ・ 行政、NPO、漁業者、民間企業等の多様な主体が連携するための仕組みづくりを推進する。

参考

1 国による総量規制基準の範囲改正の概要

- 国は、COD、窒素含有量及びりん含有量の各項目について、畜産農業はじめ 215 の「業種等の区分」毎、「排水の発生時期の区分」毎に、県が基準を定める際の範囲（上限値及び下限値）を設定している。
- 国は、業種等の区分、時期の区分については従前と同様とし、「水質を現状から悪化させない」等の観点から、事業場の水質実態等を勘案した上で検討を行い、一部の業種等区分について上限値の引き下げを行った。

2 水質汚濁防止法（抄）

（総量削減計画）

第四条の三 都道府県知事は、指定地域にあつては、総量削減基本方針に基づき、前条第二項第三号の削減目標量を達成するための計画（以下「総量削減計画」という。）を定めなければならない。

2～6（略）

（総量規制基準）

第四条の五 都道府県知事は、指定地域にあつては、指定地域内の特定事業場で環境省令で定める規模以上のもの（以下「指定地域内事業場」という。）から排出される排出水の汚濁負荷量について、総量削減計画に基づき、環境省令で定めるところにより、総量規制基準を定めなければならない。

2～4（略）